（「臨時財政対策債償還基金費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の六　令和八年地方交付税法等改正法附則第三条第二項の規定による「臨時財政対策債償還基金費」に係る測定単位の数値は、次の表に掲げる地方団体の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の測定単位の数値の算定方法の欄に定める方法によつて算定する。（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

地方団体の種類	測定単位	測定単位の数値の算定方法	表示単位
都道府県	臨時財政対策のため平成十七年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	平成十七年度臨時財政対策債	千円
市町村	臨時財政対策のため平成十七年度から平成二十二年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	(1) 平成十七年度臨時財政対策債 (2) 平成十八年度臨時財政対策債 (3) 平成十九年度臨時財政対策債 (4) 平成二十年度臨時財政対策債 (5) 平成二十一年度臨時財政対策債 (6) 平成二十二年度臨時財政対策債	千円

［2　略］

3　令和八年地方交付税法等改正法附則第三条第二項ただし書の規定に基づいて行う「臨時財政対策債償還基金費」に係る数値の算定方法等

いる数値については、新市町村（ただし、二回以上合併を行つた場合においては、直近の合併に係る当該新市町村）の数値を用いる。

16　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十四の六第十四項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第四項から第十三項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

（「臨時財政対策債償還基金費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の七　令和七年地方交付税法等改正法附則第二条第二項の規定による「臨時財政対策債償還基金費」に係る測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
臨時財政対策のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	(1) 平成十七年度臨時財政対策債 (2) 平成十八年度臨時財政対策債 (3) 平成十九年度臨時財政対策債 (4) 平成二十年度臨時財政対策債 (5) 平成二十一年度臨時財政対策債 (6) 平成二十二年度臨時財政対策債 (7) 平成二十三年度臨時財政対策債 (8) 平成二十四年度臨時財政対策債 (9) 平成二十五年度臨時財政対策債 (10) 平成二十六年度臨時財政対策債 (11) 平成二十七年度臨時財政対策債 (12) 平成二十八年度臨時財政対策債 (13) 平成二十九年度臨時財政対策債 (14) 平成三十年度臨時財政対策債 (15) 令和元年度臨時財政対策債 (16) 令和二年度臨時財政対策債 (17) 令和三年度臨時財政対策債 (18) 令和四年度臨時財政対策債 (19) 令和五年度臨時財政対策債 (20) 令和六年度臨時財政対策債	千円

［2　同上］

3　令和七年地方交付税法等改正法附則第二条第二項ただし書の規定に基づいて行う「臨時財政対